

International Relations 1: Notes

David Wessels

国際関係論 1 : ノート

デヴィッド・ウェッセルズ

Copyright © 2009 by David Wessels

© 禁無断転載

David Wessels
Sophia University
7-1 Kioicho, Chiyoda-ku
Tokyo 102-8554
Japan

〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町 7-1 上智大学

<http://www.sophia.ac.jp>

International Relations 1: Notes

David Wessels

国際関係論 1 : ノート

デヴィッド・ウェッセルズ

2009

国 際 関 係 論 1

目次

参考文献	J 2
第一章 入門	J 3
第二章 国際関係と歴史	J 4
第三章 現代国際関係の行為体	J 6
第四章 戦争と平和	J 8
第五章 思想と行動、実証研究と規範研究	J 10
第六章 権力	J 12
第七章 相互依存	J 14
第八章 地球政治と現代問題	J 16
第九章 文化と地域	J 18
第十章 人間と国際関係（1）人間の権利	J 20
第十一章 人間と国際関係（2）人間の安全保障	J 22
第十二章 世界のなかの日本（1）歴史	J 24
第十三章 世界のなかの日本（2）現代	J 26

参考文献

進藤榮一著『現代国際関係学 歴史・思想・理論』有斐閣Sシリーズ、
2001年。

P・ピオティ・M・カピ著（ウェッセルズ・石坂訳）『国際関係論
現実主義・多元主義・グローバリズム』第二版、
彩流社、1993年。

杉江栄一・樫木貞雄共編著『国際関係資料集』、法律文化社、1997年。

有賀貞他編『講座国際政治（1）国際政治の理論』
東京大学出版会、1989年。

日本の国際政治学（全4巻、2008 - 2009）
第1巻『学としての国際政治』（田中明彦等責任編集）（有
斐閣、2009）

入門

1．国際関係は私たち自身の生活と私たちにとって大切な人々の生活に影響を及ぼす。私たちは国際政治の大きな問題を遠いものとして考えるが、それらは私たちに身近なものである。政治や経済、文化や社会には、まごうかたなくグローバルな次元がある。漠然であるが見逃せない「グローバリゼーション」という言葉は、今日の世界の現実を指している。

2．現代世界の潮流を理解するためには過去を理解する必要がある。国際関係の歴史は、今日起きていることの舞台装置をセットした。それは個々の国々の歴史であり、国々がグローバルなセッティングで相互に作用するやり方である。しかし、それは、より広い地域、文明、そして惑星地球の歴史でもある。それは人間と人間が異なる政治共同体で関係を持つ方法を求めてきた歴史である。国際関係は人間関係のひとつの形態である。

3．私たちの周りで生じる国際関係は、単純に実態として現われるのではない。私たちは理念や理論を通じて知るのである。理念や理論は、過去の間人文化の資源から引き継がれ、これからも磨かれ、発展し、新しく知り続ける。であるから、私たちは国際関係を学ぶのであり、この学究の分野は「国際関係論」と呼ばれるのである。

4．以下の章のノートは、大学レベルでの国際関係論の入門コースの基礎となることを意図している。これだけでは完全でないが、教える側にとっても学ぶ側にとっても、21世紀初頭の国際関係の理論と現実を体系的に学習する参考となるだろう。

国際関係と歴史

1. 歴史は単なる過去の記録ではなく、現在を理解する資料であり、さらには未来に備える鍵でもある。

* 国際体系の発展と問題領域の重要性における変化は歴史の産物である。

* 例： 帝国主義、民族自決、新国際秩序

2. 国際関係論が独自の学問分野として台頭したのは比較的最近だが、国際関係そのものは世界史に新しくない。

* トウキディデスは『ペロポネソス戦争』の中でギリシャの都市国家の関係について論じた

* 中国の王朝とインド亜大陸の政治状況の変化は諸国際体系の特徴を示す

* 西洋史では、ローマの興亡は変化する国際体系を例示する特に重要な事例である

+ 法の概念、普遍的帝国： ビザンチン、ロシア

+ 中世ヨーロッパにおける封建制度の複数の管轄権（教皇、皇帝等）

3. 14 15 世紀のイタリア： 国家 (*stato*) の発展

* 国際 (*international*) という発想は、歴史的にも概念的にも、この時代に結びつけられる。

* スペインの「国土回復運動」と「征服」（コロンブスの地理的発見、1492年）

* マキャベリ『君主論』（1532年）： 権力

* ボーダン『国家論』（1576年）： 主権

4. 三十年戦争(1618-1648年)

* グロチウス『戦争と平和の法』(1625年)

* ウェストファリア条約によるウェストファリア体系の成立(1648)

+ 独立した主権国家、外交、勢力均衡

+ 西欧体系の地理的拡大、イスラム世界、アメリカ大陸、インド、東アジア

+ 国際社会: 行動パターン、価値、規範、象徴、安全保障と秩序、法による保護

5. フランス革命(1789年)

* 国家(state)と民族(nation): ナショナリズムの新しいダイナミズム

* アメリカ大陸における独立革命: 共和国、民主主義の発展

* 帝国主義、植民地主義、民族自決、帝国の崩壊

* 傭兵から徴集兵へ

6. 技術変化と経済変化

* 交通・通信手段の発達、生産、交易、消費

* 「世界システム」の拡大、資本主義と社会主義

* 原子力の時代(原爆の開発と使用、1945年)

7. 用語の変化: 国際 international(19世紀後半) 国家体系 state system (20世紀初期) 国際関係 international relations (20世紀) 地球政治 global politics など

現代国際関係の行為体

1. 国際関係は人間関係である

* 人間関係や行為は2つの側面から捉えることができる

(1) 行動 実証理論

(2) 価値 規範理論

* 人間は「行為体」(actor, agent「主体」)として論じることができる

* 人間の行為を記述し説明するための問いは一般に次のような形をとる：
誰が、何を、どのような手段によって、どのような理由で行うのか？

2. 行為体をみる視点

* 機能的視点： 個人の役割、「人的資源」としての人間； 経済的・軍事的・技術的・外交的機能

* 有機的視点： 自然集団（家族、文化、国家）の中の人間； 共同体の成立における神話、象徴、想像の意義

* 責任を負う主体の視点： アイデンティティ、倫理的選択、政策決定、市民

3. 分析のレベル： 分析のレベルは、行為体を変数として捉え、同じ問題を異なる視点からみるためによく使われる

* 個人

* 国家

* 国際体系

4. すべての人間集団は個人（人格）から成り立っていると見ることができる。しかし、参加の自由が集団によって異なっている。

5. 国家は国際関係の最も基本的な行為体とされることが多いが、これは国家は主権を持つという見方にもとづいている。その結果、国家と非国家行為体とを区別して考えることは珍しくない。しかし、このような見方をひっくり返して「主権に縛られる」行為体と「主権から解かれた」行為体とを論じる研究者もいれば(ローズノー)、「国内」と「国際」の境界を完全に否定する研究者もいる(ファーガソンとマンズバック)。

6. 人間を国際関係の行為体とする見方と比べて、国際関係の構造や体系はまた異なる視角を提示する。

7. 国際組織： 何千もの国際組織が存在し、その多くが巨大で強力であることは、国際関係についての通常の見方に対する挑戦であるが、社会現象や法律の視点から見ると次のような疑問が湧く： 国家と国際組織のどちらが優越するのだろうか？

- * 機能主義と新機能主義の理論

- * 統合論

- * 国家を越えて： 世界連邦、世界政府

8. 行為体の下位カテゴリー（範疇）

- * 国家： 政府、行政機構、地方自治体

- * 国家間組織： 普遍的、地域的、機能的国際組織

- * 非国家行為体： (国際)非政府間組織 = (I)NGO

- * 脱国家行為体： 多国籍企業、宗教団体など

戦争と平和

1. 遠い昔から、戦争は国際関係の構造と過程に決定的な影響を及ぼしてきた。
 - * 内戦や政治権力闘争が国家アクターの国内的および国際的志向を決めることがよくある。
 - * 帝国、王朝、統一国家は、戦争と平和のダイナミズムによって、興隆し、衰退する。
 - * 近年のウェストファリア体制への挑戦は、第一次世界大戦と第二次世界大戦から生じた。

2. 戦争と戦争の脅威は、国際関係に関する思考に影響を及ぼしてきた。従来、戦争と平和は国際関係研究の中心だった。
 - * 「平和を望むなら、戦争に備えよ」というローマの古い諺は今でも計画に影響を与える。軍隊は国家の重要な部分である。
 - * 同盟は、戦争になった場合、国家の力を強くする方法として見られてきた。同盟は、世界政治のダイナミズムの多くを形成する。
 - * 抑止は、戦争を防ぐ方法として見られてきたが、ときには軍備競争を通じて戦争の勃発を招いてきた。
 - * 核兵器（および他の大量破壊兵器）の出現は抑止の計算に影響を与えてきた。

3. 冷戦期（1946 1990 年頃）には、2つの超大国（米国とソ連）が直接、戦火を交えることなく、軍事的に対峙した。
 - * 冷戦期は「長い平和」とも呼ばれる (Gaddis)。
 - * この時期に、核抑止の理論と実践が発達した。
 - * この時期に、どちらかの超大国が係わる戦争が発生した（米国は朝鮮やベトナムなどで、ソ連は中国やアフガニスタンなどで）。

*この間、世界のあちこちで、他にも数多くの戦争が、超大国の支援を受けて行われた（いわゆる「代理戦争」）。

4 .近年の国際関係では、他にも地域的あるいは局地的な性格の戦争が起こっている。それらは、冷戦下の分裂に直接的には根ざしていない。

- * インドーパキスタンの紛争，特にカシミール地方やバングラデシュ独立をめぐって
- * 1980年代のイランーイラク戦争
- * 植民地独立の過程で起きた数多くの紛争
- * 民族対立や他の原因による国のなかや国と国との間の紛争（例えば、コンゴの東部、スーダン）
- * イラクに係わる戦争（1990 1991年、2003年）

5 . 平和は「...でない」という形では「戦争がないこと」として定義される（消極的平和）。「...である」という形では「人間が可能性を実現すること」として定義され、人権、厚生、共同体の調和などの基準によって達成される（積極的平和）。戦争を中心とする研究の否定的な影響に気づいたので、平和研究がひとつの研究領域として登場することになった。

- * 戦争がいかん遂行されるかについての研究、また戦争の原因と影響の分析は、交渉がいかんして平和を導くかについての研究、また国際法と国際組織がいかんして平和に貢献するかについての研究によって補完される。
- * 国際平和の条件を再び想像し、再び構成する試みが数多くなされている。
例：世界連邦主義、集団安全保障、国際組織。
- * 平和の宗教的、哲学的基礎は、広く討議され、平和の動機づけと基盤となっている。
- * 民主主義，人権，その他の政治的な規範が地球平和の基礎を指示する。
- * 局地的、国家的、国際的、地球的な理念と制度は、人間の安全保障の基礎を提供することができる。

思想と行動、実証研究と規範研究

1. 考えることについて考える

- * 知性力、判断、選択：知識は行動に結びつくことができる
- * アナロジー（類推）、例、比喩、「モデル」の使用
- * 対照を通じた分類：無秩序（政府）状態と秩序、決定論と自由意思論、エージェントと構造
- * 個人的なアイデンティティと社会的なアイデンティティ
- * 分析と総合（ジンテーゼ）

2. 理論について考える

- * 異なる学問分野：政治学、歴史学、法学など
- * 視点：「イメージ」、世界観、イデオロギー
- * 実証理論、規範理論
- * 哲学的解釈、科学的説明、社会的構築

3. 実証理論：何であるかを知る

- * 異なる範囲、例えば：第一次世界大戦はなぜ起こったのか？戦争の原因は何か？日米安全保障条約の意義は何か？国家が他の国家と同盟を結ぶのはなぜか？
- * 国際関係の「行為体」ないし「主体」のいくつか：国家、組織、個人

- * 国際関係の問題領域のいくつか：平和と安全保障、人間の発展、厚生と分配の正義、正義と人権、自然環境との調和
- * 現代世界の問題のいくつか：テロリズム、麻薬、人の移動、民族紛争

4．規範理論：何かなされるべきかを知る

- * 国際関係における規範
- * 責任 (responsibility) と説明義務 (accountability) の基準
- * 国際的な道徳ないし倫理
- * 国際法
- * 世論
- * 政治的正統性

5．選択が準拠する価値（行動の源と達成されるべき目的の両方）には多くの政治と関係のあるコミットメントが含まれる

- * イデオロギーと政治計画
- * 世界観、哲学、および倫理観
- * 宗教
- * 文化的アイデンティティ、全人格的な依りどころ
- * 近年、一般に普及している価値：民主主義、人権

6．国際関係の理論の批判的理解

- * 人間の知性力の基準を使う
- * 説得力のある原則にもとづいて評価する
- * 理想を追い、現実の状況に合わせて行動する

権力

1. 「権力」の概念は「現実主義」理論における中心的な概念であると通常考えられている。

- * この理論によれば、国家は「無政府状態」（無秩序状態）の世界において権力を持つ。
- * 近代ヨーロッパの国際関係は「主権」国家をめぐって展開した。（主権の内的および外的次元）
- * 「国家利益」（国益）とは「権力」である（モーゲンソー）。
- * 規範としての粗暴な力： 「力は正義なり」。
- * 明治日本における政策としての権力： 「富国強兵」。

2. 歴史的にも、「勢力均衡」は関連概念として発達した。

- * 国々は単独では達成不可能なことを共に追求する。
- * 「大国」とそれより小さな国々の両方が関わっている。
- * 通常、国力の計算と同盟の形成を伴う。
- * 防衛のための同盟は戦争が勃発すると行動を起こす（「条約該当事由」 = 条約に規定されている場合）。
- * 均衡を達成するためには何ヵ国が必要なのか？

3. モーゲンソーは「国力の要素」を次のように分析した：

- | | |
|------------------|--------|
| * 地理 | * 天然資源 |
| * 産業能力 | * 軍備 |
| * 人口 | * 民族性 |
| * 国民の士気 (morale) | * 外交の質 |
| * 政府の質 | |

4. 第二次大戦後の新しい概念と新しい現実

* 国際体系における「極」と「超大国」：一極、二極、多極

* 「宥和」から「封じ込め」へ

* 「核抑止」、「恐怖の均衡」、軍縮および軍備管理、緊張緩和（デタント）

* 冷戦中、同盟は「ブロック」になったが、やがて「堅い」ブロックから「緩い」ブロックへと変化した；ブロック形成におけるイデオロギーの役割

* 国際組織の新しい役割；協力の新しい形

5. 国際関係の現実主義理論についてのコメント

* 現実主義以前

戦間期における「理想主義」の発展は、国際法や国際組織の重視、さらに戦争を禁止し軍縮を促進する努力へとつながっていった。

国際連盟が第二次世界大戦を防ぐのに失敗すると、外交官と学者のどちらも理想主義の再考を迫られることになった。

20世紀の「現実主義」は、歴史を遠くまで遡ってその起源を求めることができるものの、直接的には「理想主義」に対する反動であった。

* ポスト現実主義

この数十年の間に、世界の状況が変わってとの、また権力は多面的であるとの新しい認識がなされるようになった。すなわち、軍事力だけでなく、経済的、文化的、情報、技術的などの面における「ソフトパワー」を含むと認識されるようになった。

異なる世界観に含まれている価値に対する新しい認識

言語、言説、レトリック等への「省察」(reflection)は人間がどのように世界を理解し、認知し(perceive)、解釈し(interpret)、構築する(construct)接近法に基いている。

相互依存

1. この国際関係への接近法は、惑星地球の月面からの眺めとしてイメージすることができる。

* 「宇宙船地球号」は、地球上の全ての人々が共に旅していることを示唆する。

* 国境は自然の境界ではなく人間が作ったものとして捉えられる。

* 交通やコミュニケーションの発達、それに伴う情報の流れや生活様式の変化； 技術進歩、環境問題、原子力の時代、文化的収斂。

2. 第二次世界大戦後の国際関係の変化

* 東西対立と国際関係の現実主義理論。

* アメリカの台頭、新しい外交政策：伝統的孤立主義からの脱皮

* 大西洋を越えた軍事同盟と地球規模の軍事同盟の形成

* アメリカ主導の自由主義的価値に基づく国際経済関係の枠組み：自由貿易、直接投資、対外援助

* ヨーロッパの大国間の平和で安定した時期、それに続く経済成長と経済統合

* 日本とドイツの経済的、政治的復興（「もはや戦後ではない」「日本の奇跡」）

* 非植民地化、国家建設、経済発展

* 新興国経済（エマージングエコノミー）および 2008 年-2009 年の金融危機を背景にして、国際金融体制の再交渉

3. 行為体

- * ヨーロッパでは、OEECとOECDにおける経済協力（ただし、アメリカやその他の国々も関与）、また地域統合の進展も：
ECSC→EEC→EC→EU
- * 国際組織の限られた、しかし意義深い役割（国連など）
- * 多国籍企業と民間および政府間の国際金融機関
- * 多くの活動領域での「脱国家」現象
- * 非政府組織（NGO）のますます大きくなる役割

4. 問題（イシュー）

- * 国際関係における経済問題の比重の高まり
- * 環境問題と成長の限界
- * 核兵器が存在する世界における安全保障共同体の建設
- * 共同市場、地域統合、制度的問題
- * 共通の政治的価値としての人権と民主主義

5. 理論的分類

- * 連繫政治、脱国家関係、経済的相互依存
- * 対称的相互依存（vs. 非対称的相互依存）： 事実と規範
- * 国際体制論（regime theory）、新制度論、多角主義
- * 経済、社会、文化、政治のグローバル化： 共有された価値？
- * 協力の可能性と現実
- * 接近としてのガバナンス（統治） / 共治： 多様な行為体、エンパワメント（有力化）

6. 対照的な立場

- * 地球の政治と経済における事実としての非対称性（南北）
- * 歴史上の出来事および現在の出来事の再定義としての従属論
- * もうひとつの発展への道としての自給自足、アウトルキー、自立
- * 支配の新しい形態：ノウハウ、情報、地域的大国、閉鎖的な貿易圏

略語一覧

OEEC（欧州経済協力機構）	OECD（経済協力開発機構）
ECSC（欧州石炭鉄鋼共同体）	EEC（欧州経済共同体）
EC（欧州共同体）	EU（欧州連合）

地球政治と現代問題

1. 「国際関係」の性質についての認識が次第に変化している。

- * 国家体系、国際政治、連繫政治、脱国家関係、相互依存、グローバリゼーション、地球政治
- * 伝統的でない問題が政治家と学者の注意をさらに引くにつれ、国際関係論の中心的トピックが変化している。
- * また、この実証面での変化は、規範面での変化を伴う。

2. 「世界秩序論」は法と組織の観点から伝統的接近法を示唆する。「秩序」という規範は単純だが深遠な議論の的である。それは 1970 年代の「新国際秩序」についての議論を反映し、また反映されたものでもある。

- * 世界の目標を識別する（自明のこととして仮定する、処方する）
- * それらの目標を達成するための政策指向の提言
- * 国家利益を強調するのでも、単に既存のモデル（「近代的」「西洋的」）を複製するのでもなく、全人類のために新しい価値を実現する

3. 「惑星的価値」（P V）にもとづく世界秩序モデル・プロジェクト

- * P V 1 大規模な集団的暴力の最小化
- * P V 2 社会経済的厚生最大化
- * P V 3 基本的人権と政治正義の条件の実現
- * P V 4 環境の質の回復と維持

4. 「集合財」（公共財）の考え方によれば、これらの目標の達成は、単にひとりの個人やひとつの集団や国家が享受する私的恩恵ではない。

- * 「共通善」の政治理論。
- * 「人類の共通遺産」としての海（Pardo）

5 . 環境、エコロジー、開発

- * 『成長の限界』とローマ・クラブ
- * 国連人間環境会議（1972年、於ストックホルム）
- * 環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）の報告書（*Our Common Future* [『われら共有の未来 / 地球の未来のために』、1987年]：「持続可能な発展」
- * 環境と開発に関する国連会議（通称地球サミット、1992年、於リオデジャネイロ）
- * 環境と開発に関する国連特別総会（1997年）、地球温暖化防止京都會議（1997年）、地球温暖化防止条約（気候変動枠組み条約）

6 . 社会生活、経済生活、および政治生活の条件の確立に対する民主的参加の最大化（P V 5 ?）

- * 経済発展の手段としての参加
- * 政治の理想と象徴としての民主主義： 自由と平等
- * 選挙の実施、政治的および社会的基盤の創出、人権の擁護における国連の積極的関与（例：ナミビア、イラクのクルド族、カンボジア）
- * 過程としての民主化（パリ憲章、OSCE）
- * 民主主義社会における人権の実現

7 . 地球のアジェンダをつくるための国際会議とそれに対応するNGOの会議：人権（1993年）、人口（1994年）、女性（1995年）、居住環境（1996年）

文化と地域

1. 文化は人間共同体の根本的かつ明瞭な特徴である。
 - * 学問領域としての国際関係論は人間集団の文化的側面を含む。
 - * 社会的価値は、現在の政治的相違および将来どのような協力の形態が可能であるかを理解するために重要である。
 - * 人間が生きて行く上で文化による意味づけは不可欠である。経済は生産と消費のニーズを満たす。
 - * 人間の相互作用と文化の相互作用は国際関係の基盤である。

2. 国際的地域は、個々の国家と世界全体との間の、国際関係の研究の焦点を提供する。
 - * 地域の文化および文明の次元
 - * 地域の地理的および組織的次元
 - * E Uによる地域統合は政治的および学術的関心を集めている。
 - * 地域経済は、公式に組織されたものであれ非公式に組織されたものであれ、国際関係につねに重要であった。
 - * 南北アメリカ圏、ヨーロッパ = アフリカ圏、東アジア圏の発展の可能性は？

3. 歴史的に、文化と地域に基盤を置く多様な「国際体系」は国際関係を理解するために重要な要素である。
 - * 中東の古代諸体系
 - * 古代ギリシャ / マケドニア・ヘレニズム化
 - * ローマと地中海世界
 - * 歴史的にみた中華帝国と東アジア
 - * 古代インド / イスラム世界
 - * 近代ヨーロッパ：拡大、世界システム、グローバリゼーション

4. 人々の移動（強制、気候や生活上の理由、軍事的・商業的目的、宗教的・文化的目的のため）は国際関係における多くの変化の背景となっている。

*歴史に見る移動と現代における移動

*難民、庇護を求める人々、移動労働力、その他の移動する人々；

「国際」避難民と「国内」避難民

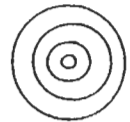
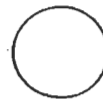
*文化摩擦；人々の移動にまつわる国際紛争

5. 国際関係に影響を及ぼす世界観を図（描写ではなく、理念型）で示すと：

ヨーロッパ

イスラム

中国



6. 現代世界における考察のトピック

*多様な文化の尊重；政治的理想としての多文化主義

*民族と国家の関係、文化と政治体との関係の問題

*政治的価値としての多元主義と寛容

*制度的発展：国内で、国際レベルで

*共同体の社会的基盤：コミュニケーション、文化、価値

人間と国際関係（1）人間の権利

1. 人間の価値は、社会に秩序を与える規範や社会が形成する制度の中に表わされる。
 - * 政治体において、人間が道徳的および法的にどのような位置を占めるかは、重要な政治的価値である。
 - * 憲法上、法律上、および政治上の権利の擁護は、この数百年の間に進歩を遂げている。
 - * 人権の国際的な伸張と擁護は、20世紀に、とくに第二次世界大戦後、いっそう広がっている。

2. 人権の発展についての古典的モデル (R. Claude)

発展の 歴史的時期	人権 政策	下敷きとなった 価値基準	関連する 公共選択過程	必要な イデオロギー の変革
18 世紀	市民の自由	自由	市場の選択	限られた 政治権威の 正当な基盤 についての イデオロギー
19 世紀	市民権 政治権	平等	集団間の取引	社会の不平等を 改善する正当性

20 世紀	社会経済的 権利	厚生 (福祉)	中央集権化された 計画作成	工業化のリスクを わかち合う必要性 の認識
-------	-------------	------------	------------------	-----------------------------

3. 権利の三つの世代

- * 市民のおよび政治的な権利
- * 経済的、社会的、および文化的な権利
- * 連帯の権利

4. 権利の性質

- * 政治過程による要求；（政治的・法的な）資格；憲法上や法律上の権利；個人の権利と集団の権利；人格（人間）の権利
- * 権利を享受するために回避、保護、援助が必要（H. Shue）

5. 基準、委任、国際法

- 1945 年 国連憲章（特に、前文、第 1 条、第 55 条、第 56 条）
- 1948 年 世界人権宣言（30 カ条）
- 1966 年 国際人権規約（1976 年発効）
- 1968 年 テヘラン宣言
- 1979 年 国連総会決議 34/175（普遍的かつ不可分）
- 1993 年 世界人権会議（ウィーン）
- 1994 年 国連人権高等弁務官事務所
- 2006 年 国連が人権委員会の代わりに人権理事会を設ける

6. その他の討論の場と制度

- * 経済社会理事会（1967 年の決議 1235/XLII、1970 年の決議 1503/XLVIII）
- * 地域機構：ヨーロッパ（1950/1953）、南北アメリカ（1969/1978）、アフリカ（1981/1986）

人間と国際関係（2）人間の安全保障

1．安全保障についてのさまざまな見解

- * ホブズの「自然状態」は「万人の万人に対する闘争」という戦争状態を想起させる。そこには「暴力による死という絶えざる恐怖と危険があり、孤独で貧困で不潔で野蛮でそして短い人生」がある。
- * ナショナリズムの台頭に伴い、国力は国家間における安全保障に必須であると見なされることが多くなった。
- * 国際の安全保障は 20 世紀における国際組織の発展と関連づけられている。
- * 国家に内在する脅威に焦点をあてた「国家安全保障」のイデオロギーもある。
- * 国家主権と人道的介入の検討から「保護する責任」(R2P)の概念が出る

2．安全保障のパラドックス

- * 軍備によって安全を保障しようとする努力は、往々にして軍備拡大競争を招き、かえって危険な状態をもたらすことになる。
- * 核兵器の使用が攻撃者と攻撃される国にもたらす脅威から核兵器の安全保障のジレンマが生じる。
- * 「相互確証破壊」の核戦略 (MAD)
- * 「核の冬」という環境の災厄

3．人間の安全保障に対する非軍事的な脅威

- * 人道の非常事態

- * 気候、地球物理、環境から生じる危険
- * 社会に対する脅威；テロリズム、プライバシーを侵害する政府、犯罪活動、麻薬、アノミー
- * 衣食住という基本的人間ニーズに関する経済的脅威
- * 相互依存的経済体系における不況；失業、より低い生活水準
- * 伝染病やその他の健康面での緊急事態
- * 社会不安を引き起こす人々の移動

4．世界共同体における移民と難民

- * 歴史を通じた大規模な人間の移住；「押し出す」要因と「引き寄せる」要因
- * 国内の労働力移動と国境を越える労働力移動
- * 政治的庇護、難民、避難民
- * 難民の危機：第一次、第二次世界大戦後；冷戦後
- * 国連高等難民弁務官（UNHCR）

5．個人の問題としての安全保障：現代の世界政治における個人と社会のアイデンティティ

- * 新しい「国家」の新しい「国民」
- * 「民族性」（ethnicity）の発見
- * 社会の変化：「近代化」への反応
- * 人々の移動に関連した社会統合と国民のアイデンティティの問題
- * 認識された社会に対する脅威と排他主義的政治運動
- * 変化する政治的アイデンティティ：情報通信とグローバリゼーションの文脈において

世界のなかの日本（ 1 ）歴史

- 1 . 日本文化の歴史的展開は、世界政治における日本の役割に影響を及ぼしている。
 - * 日本列島に住む人々とその文化は、遠い島々、特に東アジアに起源を持つ。
 - * 安土桃山時代までに、多くの日本人が海外、特に東南アジアと広く接触を持つようになった。
 - * 国内政治と地域政治の両方において、中国からの文化的モデルは多大な影響を及ぼした。
 - * ヨーロッパ列強との接触（450年以上前に始まった）は日本の文化、経済、そして政治のパターンをさらに多様なものにした。

- 2 . 19世紀に日本が欧米列強と接触を持つようになると、日本の社会と政府は積極的な対応をしなければならなかった。
 - * 新しい技術と製品に加えて、西洋の政治制度と政治理念が日本に浸透した。
 - * 20世紀までに、日本は国際政治経済の主流に加わった。
 - * 軍事的 / 地政学的対応：「富国強兵」、日清戦争、日露戦争、朝鮮・台湾の併合と満州帝国の建設、大東亜共栄圏

- 3 . 戦争と占領
 - * 1930年代から1940年代にかけて、日本はアジア大陸と太平洋で戦争を行ったが、1945年には敗戦、降伏に至る。
 - * 第二次世界大戦後、日本は新しい時代を迎え、国際政治経済により広く、より深く統合されていった。

* 占領によって新しい政治システム（日本国憲法、1947年公布）と社会

変革（農地改革、教育改革）がもたらされた。

4．占領後の日本の対外関係：さまざまな側面

- * 過去の歴史と記憶は、今なお、アジアとの関係に影を落としている：戦争責任、「従軍慰安婦」、歴史教科書、領土紛争。
- * 憲法の規範は、日本の政治関係を国際協調と人道主義の方向へ導いた。
- * 経済的变化によって「通商国家」となり、しかも地球規模で投資と援助を行うようになった。

5．日米安全保障条約は、日本の軍事的、政治的関係のパターンを確立した。

- * 1951年締結、1960年改定。
- * 日本が攻撃された場合、日本とアメリカは共同で対処することを宣言。アメリカが日本を防衛する義務を負う代わりに、アメリカ軍が日本を含む極東地域の安全保障のために日本国内の基地を利用できることを定める。
- * 条約の主な狙いは「ソ連の脅威」に対抗することであった。
- * 日本側から見た問題点：日本がアメリカの戦争に巻き込まれるのではないか？日本は憲法で戦争を放棄したのに、どこまでアメリカの軍事行動に協力するのか？
- * アメリカ側から見た問題点：アメリカはどこまで日本の防衛を肩代りするのか？貿易摩擦が激しくなるにつれ、アメリカの苛立ちはつのもる：日本はアメリカに防衛を肩代りさせて経済大国になったのではないか？

世界のなかの日本（２）現代

1．平和維持活動（PKO）

- * 1956年のスエズ危機以来、国連はさまざまな平和維持活動を行ってきた。
- * 冷戦後、平和維持活動の数と多様性は増大している。
- * 国際平和協力法（1992年成立）によって、自衛隊は海外に派遣されるようになった。
- * 国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC、1992-1993年）は日本から要員の派遣を受けた。

2．日米防衛協力指針の再定義

- * 日米安全保障共同宣言（1996年）：橋本首相とクリントン大統領の首脳会談で日米防衛協力のための指針（いわゆるガイドライン）の見直しが求められた。
- * 新ガイドライン（1997年9月合意）：「日本周辺地域における事態」についての日米協力の具体的な方針
- * 後方地域支援：日本は憲法上、戦闘に加わることはできないが、自衛隊が戦闘地域以外での場所（後方地域）の「後方支援活動」を行うことができる。さらに、日本国内の空港や港湾を米軍が使えるようにする。
- * また日本は捜索・救難活動、非戦闘員の退避などの活動に従事する。

3．新ガイドラインについての日本の政策

- * 新ガイドライン関連法は 1999 年に成立した。しかし、船舶検査に関する項目は削除された。
- * 「周辺事態」は「日本の平和と安全に重要な影響を与える事態」と定義され、「周辺事態の概念は、地理的なものではなく、事態の性質に着目したものである」と説明されている。
- * とりわけ問題なのは、ここでいう「周辺」に台湾が含まれるのかが不明な点である。

4. 現代の日本外交と安全保障政策の課題

- * 国連安全保障理事会の常任理事国問題
- * 海賊、テロに対する政策
- * 六カ国協議（北朝鮮の問題）

[付録]

新ガイドラインの抜粋（『朝日新聞』1997年9月24日付）

指針の目的

「この指針の目的は、平素から並びに日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際してより効果的かつ信頼性のある日米協力を行うための、堅固な基礎を構築することである。また、指針は、平和からの及び緊急事態における日米両国の役割並びに協力及び調整の在り方について、一般的な大枠及び方向性を示すものである。」

基本的な前提及び考え方

「日本のすべての行為は、日本の憲法上の制約の範囲内において、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針にしたがって行われる」

後方支援活動

「自衛隊及び米軍は、日米間の適切な取り決めに従い、効率的かつ適切に後方支援活動を実施する」